

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、ふるさと納税の推進のため、特産品の開発および改良に取り組む小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者に対し、補助金を交付するものとし、その交付については小浜市補助金等交付規則(昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「特産品」とは、市内において生産された製品をいう。
- (2)「小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者」とは、小浜市のふるさと納税の返礼品として、自ら生産した製品を登録し、継続して小浜市に提供している者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。なお、補助金を受けようとする事業において、国、県、市等の助成金および補助金の交付を受けていないこととする。

- (1)特産品を新たに開発する事業
- (2)既存の製品を改良し、特産品とする事業

(補助対象者)

第4条 この要綱における補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)小浜市ふるさと納税の返礼品の提供事業者であること。
- (2)本事業を活用して生産される製品を小浜市ふるさと納税の返礼品として登録すること。
- (3)納期の到来している市税その他の市の収入金に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有し、もしくは社会的に非難される関係を有する者に該当するときは、この要綱による補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、次の表に定める補助対象事業の遂行に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としないものとする。

- (1)消費税および地方消費税相当額
- (2)本事業として適当とは認められない費用

経費項目	内 容
購入費、賃借料	特産品の開発または改良に必要な機械器具等の購入又はリース・レンタルに要する経費（ただし、購入の場合は1年以上継続して使用できるものとする）
委託費	特産品の分析（栄養成分分析、消費期限分析等）、登録（商標、意匠等）に関する経費
	特産品のパッケージデザイン等を外注する場合に要する経費

（補助金額）

第6条 この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

（補助率および補助限度）

第7条 補助率および補助限度額は、次の表のとおりとする。また、1事業者につき年間1件を上限とする。

補助金種別	補助額	補助限度額	備考
(1) 基礎割額	補助対象経費に2分の1を乗じた額	30万円	
(2) 寄附割額	当該返礼品への寄附申込額に10分の3を乗じた額	70万円	寄附申込額については、返礼品登録時から当該年度2月末までの寄附申込を算定対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、(1)基礎割額と(2)寄附割額の合計額は、補助対象経費の5分の4を上限とする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（交付申請）

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条で定めるものの他、次に掲げる書類を添付し、申請するものとする。

(1)事業実施計画書（様式第1号の2）

(2)個人情報の取り扱いに関する同意書（様式第1号の3）

(3)小浜市ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書（様式第1号の4）

（交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、交付決定を行うものとする。

（交付決定前の事業実施）

第10条 補助金交付決定前の事業実施は、原則として認めない。

(補助事業の変更、中止もしくは廃止の承認)

第11条 補助対象者は、補助事業の内容もしくは経費配分の変更をしようとするときまたは補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金計画変更申請書(様式第7号)を市長に提出して承認を受けなければならない。ただし、事業内科目相互間の経費配分の変更のうち、いずれか低い科目の額の20パーセント以内の変更の場合または効用を減じない軽微な変更の場合は、この限りではない。

(基礎割額の支払い)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額のうち基礎割額について先行して支払うことができる。

2 補助対象者は、基礎割額の支払いを受けようとするときは、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 基礎割額の支払いは、支払済みかつ納品済みの経費についてのみ認めるものとする。

4 市長は、基礎割額の支払いの必要性を審査し、適当と認めた場合に支払いを行うものとする。

(補助金額の確定通知)

第13条 規則第12条の規定による補助金額確定の通知は、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助対象者は、補助金等の交付を受けようとするときは、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金の交付決定後において、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1)虚偽の申請その他不正の事実があったとき。

(2)補助金交付決定の内容およびこれに付された条件に違反したとき。

(3)補助金を他の用途に使用したとき。

(4)その他この要綱の規定に反したとき。

2 前項の規定により取消しまたは変更する場合は、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により取消し等を行った場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金返還命令通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

(財産処分の制限)

第17条 補助対象者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産（当該取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数または5年のうちどちらか長いほうの期間を経過している場合を除く。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(グリーン購入)

第18条 補助対象者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合、小浜市グリーン購入推進方針（平成17年4月1日施行）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（規則第4条関係）

補助金等交付申請書

年 月 日

小浜市長 様

住 所

補助事業者

氏 名

小浜市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり申請します。

補助年度 年度	補助金等の名称 小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金	補助金等申請額 円
補助事業の目的及び内容		
事業効果		
添付書類 1 事業計画書 2 収支予算書 3 事業実施計画書 4 個人情報の取り扱いに関する同意書 5 小浜市ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書		
※担当課所見(申請人において記入しないこと)		

様式第1号の2 (要綱第8条関係)

事業実施計画書

申請者の概要	申請者	
	代表者	
	業種等	【業種】 【主な業務内容】 【保有する免許、資格等】
	従業員数	
事業計画の概要	開発(改良)する特産品の特徴等	商品名
		提供価格(税込み)
		内容
		賞味・消費・使用期限
		原材料・成分
		商品説明
		商品取扱い上の注意事項
発送期間の設定(季節限定か通年対応可能か)		
発送種別(常温、冷蔵、冷凍)		
1日あたりの提供可能数		

事業計画の概要	事業実施スケジュール	
	購入費、賃借料	購入、賃借の別
		機械器具等の品名
		機械器具等の用途
		開発(改良)のポイント、既存特産品との違い
	委託費	開発(改良)のポイント、既存特産品との違い

様式1号の3（要綱第8条関係）

個人情報の取り扱いに関する同意書

私の住民基本台帳の登録状況および市税等の納付状況について、市御食国ブランド戦略課が、市関係課から情報を得ることについて同意します。

所在地 _____

商号・名称 _____

代表者 _____

以下余白

様式1号の4（要綱第8条関係）

小浜市ふるさと納税の返礼品として登録することに関する誓約書

本事業を活用して生産される製品を小浜市ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

所在地 _____

商号・名称 _____

代表者 _____

以下余白

様式第3号（規則第4条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
市補助金				
合 計				

支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	摘 要
合 計				

様式第4号（規則第8条関係）

小浜市指令 第 号

住 所
補助事業者
氏 名

年 月 日付けで申請のあった小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、小浜市補助金等交付規則第8条の規定により次のとおり交付する。

年 月 日

小浜市長

記

- 1 補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け補助金等交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金等の額は、以下のとおりとする。
 - (1) 基礎割額：金 円（補助対象経費の1/2、上限300,000円）
 - (2) 寄附割額：金 円以内（寄附申込額の3/10、上限700,000円）最終的な交付額は、実績報告に基づき決定することとし、上記(1)および(2)の合計額と、実際の補助対象経費の4/5のいずれか低い方の金額とする。
- 3 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 4 補助事業等を中止又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難と認められる場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
- 6 当該補助金等を他の経費に流用してはならない。
- 7 その他次の条件を付すものとする。
 - (1) 補助金の使途については、監査委員の監査を受けることがある。
 - (2) 補助事業者は、小浜市補助金等交付規則の定めるところに従わなければならない。
 - (3) この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
 - (4) 補助事業者は、市長が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要に応じて報告を求め、または現地調査を行おうとするときには、これに応じなければならない。
 - (5) 補助事業者は、補助金の交付をもって購入した備品等について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その適正な運営を図らなければならない。
 - (6) 補助事業者は、市のふるさと納税の推進に積極的に協力しなければならない。
 - (7) 補助事業により取得した財産1件当たり取得額50万円以上の機械および器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間内、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間内においては市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、

貸与または担保に供してはならない。

- (8) 補助事業者が前号により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を市に納付させることがある。

様式第5号の2（規則第11条関係）

事業費精算書

収入の部 (単位：円)

科目	予算額	精算額	比較増減	摘要
合計				

支出の部 (単位：円)

科目	予算額	精算額	比較増減	摘要
合計				

様式第6号（規則第11条関係）

収 支 決 算 書

年 月 日

小浜市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金に係る収支決算書を、小浜市補助金等
交付規則第11条の規定により、次のとおり提出します。

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
収 入 合 計				

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	摘 要
支 出 合 計				

年 月 日

小浜市長 様

住 所
補助事業者
氏 名

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け小浜市指令 第 号で交付決定の通知を受けた小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、下記のとおり補助事業を変更したいので、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更事業の内容

(1) 変更内容

(2) 事業計画比較表

(単位：円)

事業種目(科目)	当初計画	変更計画	比較増減	備考
合 計				

(3) 変更後の事業計画書および収支予算書
別紙のとおり

3 変更事業の完了予定年月日 年 月 日

浜 第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け小浜市指令 第 号で交付の決定を通知した小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金については、次のとおりその金額を確定したので、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付確定額の内訳
 - (1) 基礎割額 円
(補助対象経費 円の1/2、上限300,000円)
 - (2) 寄附割額： 円
(寄附申込額 円の3/10、上限700,000円)
- 4 交付金の計算
上記(1)および(2)の合計額 円と、
補助対象経費 円の4/5（ 円）を比較し、
いずれか低い方の金額である 円を交付確定額とする。

小浜市長 様

住 所
補助事業者
代 表 者

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金請求書

年 月 日付け小浜市指令 第 号で交付決定の通知を受けた
小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金について、小浜市ふるさと納税返礼品開
発事業補助金交付要綱第12条および第14条の規定により、次のとおり補助金を
請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金額確定額 円
(内訳)
基礎割額： 円
寄附割額： 円
- 3 補助金請求額 円
精算払い
基礎割額の支払い
- 4 既受領額（基礎割額の支払いを受けている場合） 円
- 5 今回請求額 円
- 6 補助金振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
口座名義（カナ）	

様式第10号（要綱第15条関係）

小浜市指令 第 号
年 月 日

様

小浜市長

小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け小浜市指令 第 号における小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金の交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、小浜市ふるさと納税返礼品開発事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき通知する。

1 補助事業の名称

2 交付決定の取消し額

交付決定額 _____ 円

今回取消額 _____ 円

差引交付決定額 _____ 円

3 取消しをする理由

